

地方財政制度の拡充強化について

地方自治体の積極的な施策の展開を実現するため、財政基盤の強化が重要な課題となっていることから、国において、次の事項について、適切な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 雇用形態の多様化により外国人労働者や派遣労働者が増加し、短期で住所を移動する場合など、前年所得課税では困難な事例が増えていることから、市町村県民税の現年度課税の早期実施に向け具体的な検討を進めること。
- 2 小中学校の耐震改築事業において、地方自治体の財政負担を軽減し、事業を促進するため、仮設校舎のリースを起債対象とするよう制度の拡充を図ること。
- 3 少子化対策の一環として、出産・子育て支援の拡充に向け国が創設した公費負担による妊婦健診の助成並びに出産育児一時金の引き上げにかかる国の財政措置については、平成 22 年度までの暫定措置となっているが、期限終了後も市町村に財政負担を押し付けることなく、国において、制度の継続に必要な財源を確実に措置すること。
- 4 水力発電施設を有する市町村に交付されている電源立地地域対策交付金は、交付期限が 30 年とされているが、発電施設は、過疎化・高齢化が進行する中山間地域に位置している例が多く、円滑な発電施設の運転のためには、引き続き、地域の活性化施策を進めることが望ましいため、当該交付金の交付期間を延長すること。
- 5 新型インフルエンザ対策に係る危機管理・災害的費用について、事前対策費も含めた国の財政支援措置を創設すること。